

国民健康保険税

保険税の税率

保険税は、医療分と後期高齢者支援金分と介護分の合計額で、医療分及び後期高齢者支援金分は74歳以下のすべての被保険者が、介護分は40歳以上64歳以下の被保険者が対象になります。

保険税率は、国民健康保険の広域化に伴い、県から示される国保事業費納付金を納めるため、市町ごとの標準保険料率を参考に播磨町が決定しています。

平成31年度の国民健康保険税の税率は、表1の通りです。平成30年度と比べて、医療分の限度額に変更があります。

《表1》平成31年度国民健康保険税の税率

	医療分		後期高齢者支援金分		介護分
①所得割	7.90%	④所得割	2.00%	⑦所得割	2.40%
②均等割	27,600円	⑤均等割	6,800円	⑧均等割	9,000円
③平等割	22,800円	⑥平等割	5,400円	⑨平等割	4,500円
課税限度額	610,000円	課税限度額	190,000円	課税限度額	160,000円
①所得割： 被保険者の30年中の所得金額から33万円を控除し、7.90%をかけた金額		④所得割： 医療分と同様に計算し、2.00%をかけた金額		⑦所得割： 医療分と同様に計算し、2.40%をかけた金額	
②均等割： 被保険者1人につき27,600円		⑤均等割： 被保険者1人につき6,800円		⑧均等割： 被保険者1人につき9,000円	
③平等割： 1世帯につき22,800円 1年間の保険税額=①+②+③ (最高61万円)		⑥平等割： 1世帯につき5,400円 1年間の保険税額=④+⑤+⑥ (最高19万円)		⑨平等割： 1世帯につき4,500円 1年間の保険税額=⑦+⑧+⑨ (最高16万円)	

※医療分と後期高齢者支援金分は全ての被保険者に課税されます。
※介護分は、40歳になる月から65歳になる月の前月まで課税されます。

非自発的な理由で離職した人へ
非自発的な理由（解雇・会社倒産・雇い止めなど）により離職し、国民健康保険に加入された人について、申告により国民健康保険税を軽減する制度があります。

対象

次のすべての条件に該当する人が対象となります。

- ① 離職日において65歳未満である
 - ② 雇用保険の特定受給資格者又は特定理由離職者（雇用保険受給資格者証に記載されている離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれか）である。
- ※特例受給資格者および高齢受給資格者の人は対象外です。

軽減の内容

前年の給与所得を100分の30として、所得割額の算定と均等割額および平等割額の軽減判定を行います。また、高額療養費などの所得区分の判定についても、前年の給与所得を100分の30として行います。

軽減される期間

軽減の対象となる期間は離職の翌日から翌年度末までです。

国民健康保険に加入中は、途中で再就職しても引き続き対象となりますが、会社の社会保険に加入するな

ど国民健康保険を脱退すると終了します。

申告の手続き

申告は税務グループで受付しますので、左記の物を持って窓口までお越しください。

持参するもの

- ① 国民健康保険被保険者証または納税通知書
- ② 雇用保険受給資格者証
- ③ 印鑑

平等割の軽減措置

国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移った人がいることにより、単身世帯（国保加入者が1人の世帯）となる世帯については、5年間平等割（医療分と後期高齢者支援金分）が半額となります。

また、5年経過後も3年間平等割が4分の1減額となります。

保険税の納め方

普通徴収：保険税の納期は、7月から翌年3月までの計9回となっています。納期限は毎月末（12月は25日）で、その日が休日または土曜日の場合は、翌営業日となります。

特別徴収：国民健康保険に加入する65歳以上75歳未満の世帯主の人で、左記の①～④の全てに該当する世帯は、原則として年金からの天引きです。

どの保険給付が差し止められます。

国民健康保険の制度は皆さんで支え合うことで成り立っています。保険税は必ず納期内に納めましょう。

口座振替のご利用を

国民健康保険税をはじめとする町税の納付については、口座振替制度がご利用いただけます。

□ 座振替制度は、一度手続するだけで、毎年引き続き振替をします。納期ごとに金融機関（郵便局）などへお出かけになる手間が省けます。また、振替日（納期限当日）が来れば、自動的に振替をしますので納期をお忘れになった時でも安心です。

振替する金額については、毎年、その年度の納税通知書を送付します

ので、これによりご確認ください。

申込手続

「預金通帳」「お届け印」「納税通知書」をお持ちになり、預貯金口座のある金融機関（郵便局含む）、または税務グループの窓口でお申し込みください。

振替開始時期

依頼書を提出した日の属する月の翌々月以降に到来する納期分から開始します。

取扱金融機関

みなと銀行、三井住友銀行、但馬銀行、但陽信用金庫、日新信用金庫、姫路信用金庫、播州信用金庫、西兵庫信用金庫、兵庫南農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局

- きで納めていただくことになりま
- す。手続きは不要です。
- ① 世帯主が国民健康保険に加入している
- ② 世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満である
- ③ 世帯主が年額18万円以上の年金を受給している
- ④ 世帯主が、介護保険料の特別徴収対象者で、介護保険料と国保税の合計額が年金支給額の半額を超えない

また、平成30年度中に75歳になる人については、後期高齢者医療保険に加入される年になりますので、納めすぎを防ぐために、国民健康保険税は、普通徴収に変更されます。

保険税の減免申請

失業、退職などにより所得が激減するなど、一定の要件を満たすときは、申請することによって保険税の減免を受けることができます。申請期限は、納期限までとなっています。

旧被扶養者の減免

旧被扶養者とは、75歳以上の人が職場の健康保険（国民健康保険組合は除く）の被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、国民健康保険に加入する65歳以上の被扶養者のこととなります。

旧被扶養者については、国民健康

保険税の均等割額と平等割額の減免期間が、これまで「当分の間」とされていたものが、「資格取得日から2年」に変更されました。なお、所得割額の減免措置については引き続き「当分の間」とされています。

所得の申告はお済みですか
すべての納税義務者（世帯主）と国民健康保険の加入者は、たとえ収入が無くても前年中の所得の状況を申告しなければなりません。

ただし、確定申告や住民税の申告をした人、納税義務者や加入者の税法上の扶養となっている人（世帯主を除く）、給与や年金の支払報告書が提出されている人は不要です。

所得の申告がなければ均等割額および平等割額の軽減が受けられませんが、ご注意ください。

保険税を滞納すると保険証をお渡しできなくなります

国民健康保険税を災害その他の特別な事情がないのに滞納し、一定期間を経過した場合は、保険証をお渡しできなくなり、資格証明書で受診していただきます。

資格証明書で受診された場合の医療費は、いったん全額自己負担となり、その後役場で手続をすることによって、医療費の7割分を請求することができます。

さらに経過すると、高額医療費な

8月1日から国民健康保険高齢受給者証が新しくなります

70歳から74歳の国民健康保険被保険者に交付している高齢受給者証（白色）が、8月1日から新しい受給者証に更新されるため、現在お持ちの受給者証は使えなくなります。

新しい受給者証は7月下旬に郵送します。

また、1カ月（同じ月内）に自己負担限度額を超える医療費を支払った場合には、高額療養費が支給されます。対象者には保険年金グループから案内をしていますので、申請してください。

▶問合せ 保険年金グループ

☎079 (435) 2581